米国株式オプション取引及び外国株式信用取引に係る交付書面の改定履歴

【過去の改定日】

■改定・施行日：2026 年 11 月 2 日　■改定・施行日：2026 年 10 月 1 日　■改定・施行日：2026 年 9 月 7 日　■改定・施行日：2026 年 7 月 27 日　■改定・施行日：2026 年 7 月 13 日　■改定・施行日：2026 年 7 月 1 日　■改定・施行日：2026 年 5 月 1 日　■改定・施行日：2026 年 4 月 6 日　■改定・施行日：2026 年 4 月 1 日　■改定・施行日：2026 年 3 月 2 日　■改定・施行日：2026 年 1 月 5 日（2026 年 1 月 6 日誤記訂正）　■改定・施行日：2026 年 1 月 2 日　■改定・施行日：2025 年 12 月 1 日　■改定・施行日：2025 年 11 月 8 日　■改定・施行日：2025 年 10 月 25 日　■改定・施行日：2025 年 8 月 1 日　■改定・施行日：2025 年 7 月 1 日　■改定・施行日：2025 年 1 月 24 日　■改定・施行日：2025 年 1 月 1 日　■改定・施行日：2024 年 12 月 16 日　■改定・施行日：2024 年 12 月 14 日　■改定・施行日：2024 年 12 月 3 日　■改定・施行日：2024 年 11 月 30 日　■改定・施行日：2024 年 11 月 1 日　■改定・施行日：2024 年 9 月 3 日　■改定・施行日：2024 年 8 月 5 日　■改定・施行日：2024 年 7 月 10 日　■改定・施行日：2024 年 5 月 22 日　■制定・施行日：2024 年 4 月 20 日（外国株式信用取引に係る交付書面の制定・施行）　■改定・施行日：2024 年 1 月 2 日　■改定・施行日：2023 年 10 月 2 日　■改定・施行日：2023 年 10 月 1 日　■改定・施行日：2023 年 9 月 13 日　■改定・施行日：2023 年 9 月 1 日　■改定・施行日：2023 年 8 月 1 日　■制定・施行日：2023 年 7 月 18 日（米国株式オプション取引に係る交付書面の制定・施行）

■改定・施行日：2026 年 11 月 2 日

【改定の趣旨】

- 非標準オプションに関する制約の追加。
- 時間外取引に関する事項の追加。

【改定内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	改定後
手数料その他の費用及びリスクについて ■オプション取引のリスクについて 1.　市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。 例えば、外国の取引所のルールに抵触した場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。	**手数料その他の費用及びリスクについて** ■オプション取引のリスクについて 1.　市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。 例えば、外国の取引所のルールに抵触した場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。 当社が指定する一部のオプション銘柄は、米国の通常取引時間外に取引を行うことができます。時間外取引では、通常取引時間帯と比較して流動性が低下し、価格変動が大きくなる場合があります。その結果、お

<table>
<tr>
<td>2.～7.（省　　略）
8.　その他のリスクとして以下があります。
●　（省　　略）
●　（省　　略）
●　原資産の特殊なコーポレートアクションにより、約定済みのオプションが非標準オプションへ変更されることがあります。非標準オプションは、流動性の低下等により価格が大きく変動するリスクがあります。</td>
<td>客様が希望する価格で取引が成立しない、又は取引が成立しない場合があります。
2.～7.（現行どおり）
8.　その他のリスクとして以下があります。
●　（現行どおり）
●　（現行どおり）
●　原資産について株式分割、株式併合、合併、スピンオフその他のコーポレートアクションが発生した場合、その内容によっては約定済みのオプションが契約条件の変更された特殊なオプション（以下「非標準オプション」といいます。）へ変更されることがあります。非標準オプションは、流動性の低下等により価格が大きく変動するリスクがあるほか、満期前の権利行使を行うことができず、また、満期時の取扱いが通常のオプションと異なる場合があります。</td>
</tr>
<tr>
<td>【別紙】取引概要
<table>
<tr><td>取引時間</td><td>■米国夏時間の期間…22:30～翌 5:00
■米国標準時の期間…23:30～翌 6:00
※（省　　略）
※（省　　略）
※（省　　略）
（新　　設）
（新　　設）
（新　　設）</td></tr>
<tr><td>権利行使（原資産の受渡</td><td>■通知方式…個別株オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。</td></tr>
</table></td>
<td>【別紙】取引概要
<table>
<tr><td>取引時間</td><td>■米国夏時間の期間…22:30～翌 5:00
■米国標準時の期間…23:30～翌 6:00
※（現行どおり）
※（現行どおり）
※（現行どおり）
※当社が指定する一部のオプション銘柄については、米国金融商品取引所が認める時間外取引セッション（Extended Hours Trading）の利用が可能です。
（図表は枠外記載）
※時間外取引を利用できる銘柄、取引可能時間、注文種類その他の条件は、当社アプリ又はウェブサイトでご確認ください。
※時間外取引では指値注文のみが利用可能です。また、注文の有効期限は当社が認めるものに限ります。</td></tr>
<tr><td>権利行使（原資産の受渡</td><td>■通知方式…個別株オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。ただし、非標準オプ</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

し）	権利行使通知を行うと、オプションの建玉は 0 価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。

し）	ションでは、満期前の権利行使を行うことができません。 権利行使通知を行うと、オプションの建玉は 0 価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。

	米国夏時間の期間	米国標準時の期間
個別株オプション	19:00～22:25	20:00～23:25
株価指数オプション	20:30～22:25 翌 5:00～5:15	21:30～23:25 翌 6:00～6:15

対象書面：３．米国株式オプション取引約款

改定前	改定後
（取引ルール）	**（取引ルール）**
第 5 条　（省　　略）	第 5 条　（現行どおり）
2～6（省　　略）	2～6（現行どおり）
（新　　設）	7　当社は、当社が指定する銘柄に限り、通常取引時間のほか時間外取引サービスを提供することがあります。
7　（省　　略）	8　（現行どおり）
（権利行使）	**（取引ルール）**
第 6 条　（省　　略）	第 5 条　（現行どおり）
2～5（省　　略）	2～5（現行どおり）
（新　　設）	6　非標準オプション（米国株式取引説明書に定める非標準オプションをいいます。以下本条において同じ。）については、満期前の権利行使を行うことができません。
（新　　設）	7　当社は、非標準オプションについて、その内容、流動性、受渡資産の構成その他の事情を勘案し、満期時の取扱いを決定するものとします。
（新　　設）	8　非標準オプションについては、イン・ザ・マネーの状態であっても、自動的に権利行使されず、反対売買その他当社が適当と認める方法により処理される場合があります。
（新　　設）	

	9　当社は、非標準オプションについて、お客様保護又はリスク管理上必要と判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、反対売買その他当社が適当と認める方法により建玉を処理することができるものとします。

■改定・施行日：2026 年 10 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引の費用の内、FINRA Fee の変更。

【改定内容】

<table>
<tr><th colspan="2">対象書面：２．米国株式オプション取引説明書</th></tr>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>【別紙】取引概要
<table><tr><td>その他費用</td><td>■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たり 0.00329 米ドル（最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル）。

なお、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。</td></tr></table></td><td>【別紙】取引概要
<table><tr><td>その他費用</td><td>■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たりの当該費用が課されますが、2026 年 10 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間の約定に関して、当該費用が課させることはありません。なお、2026 年 9 月 30 日までの約定に関しては、売却時に 1 枚当たり 0.00329 米ドル（最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル）が引き続き適用されておりますのでご留意ください。また、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。</td></tr></table></td></tr>
</table>

■改定・施行日：2026 年 9 月 7 日

【改定の趣旨】

- コーポレートアクションにより非標準オプションが生じた場面の対応の追加

【改定内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**

手数料その他の費用及びリスクについて ■オプション取引のリスクについて 8. その他のリスクとして以下があります。 ● （省　　略） （新　　設）	**手数料その他の費用及びリスクについて** ■オプション取引のリスクについて 8. その他のリスクとして以下があります。 ● （現行どおり） ● 原資産の特殊なコーポレートアクションにより、約定済みのオプションが非標準オプションへ変更されることがあります。非標準オプションは、流動性の低下等により価格が大きく変動するリスクがあります。
【別紙】取引概要 コーポレートアクション：オプションの対象である株式が株式分割・株式併合などの対象となった際には、取引所のルールに従って、オプション条件が修正されることがあります。オプション修正の内容が当社でサポートされていない場合には、オプション建玉が清算される場合もあります。	**【別紙】取引概要** コーポレートアクション：オプションの対象である株式が株式分割・株式併合などの対象となった際には、取引所のルールに従って、オプション条件が修正されることがあります。オプション修正の内容が当社でサポートされていない場合には、オプション建玉が清算される場合もあります。 また、原資産に特殊なコーポレートアクションが発生した場合、当該オプションが非標準オプションへ変更されることがあります。 非標準オプションとは、株式分割、合併、スピンオフなどのコーポレートアクションにより、契約条件が調整されたオプションです。権利行使により受け渡される資産が、特定の株数、複数銘柄の組合せ、又は現金に変更される場合があります。 非標準オプションは、通常のオプションと比較して市場流動性が著しく低下し、損失リスクが拡大する可能性があることから、お客様において速やかに反対売買による決済を行っていただくか、当社が反対売買により決済を行うことがあります。

■改定・施行日：2026 年 7 月 27 日

【改定の趣旨】

- 米国株式の現物取引・信用取引手数料の無料化に伴う改定

【改定内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

改定前	改定後
【別紙】取引概要 手数料：売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブサイト又はアプリをご確認ください。 ※信用決済方式による場合、手数料、金利、貸株料その他諸費用等をお客様に請求することがあります。	**【別紙】取引概要** 手数料：売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） （削　　除） ※信用決済方式による場合、手数料、金利、貸株料その他諸費用等をお客様に請求することがあります。

対象書面：６．外国株式信用取引説明書

改定前	改定後
手数料その他の費用及びリスクについて ■手数料などの諸費用について 1. お客様が外国株式信用取引を行うにあたっては、当社は、別紙の取引概要に記載する料率、額及び方法により取引手数料その他の費用をいただきます。当社にお支払いいただく手数料の他にも、取引所費用等の諸費用がかかる場合がありますのでご注意ください。 2. 手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールをご確認ください。	**手数料その他の費用及びリスクについて** ■手数料などの諸費用について 1. お客様が外国株式信用取引を行うにあたっては、当社は取引手数料をいただいておりませんが、これとは別に、取引所費用等の諸費用がかかる場合がありますのでご注意ください。 2. 取引所費用等の金額その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールをご確認ください。
【別紙】取引概要 手数料等：■米国株式信用取引売買手数料： 約定代金の 0.22%（税込）（上限 22 米ドル（税込）） ■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：4.5% （新　　設）	**【別紙】取引概要** 手数料等：（削　　除） ■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：4.5% ※米国株式信用取引売買手数料は無料となっております。なお、無料となるのは当社の取引手数料のみであり、「その他費用」に記載する費用・手数料は当社を経由してお客様にご負担をいただきますのでご注意ください。

■改定・施行日：2026 年 7 月 13 日

【改定の趣旨】

- 米国証券取引委員会による米国株式オプション取引に係るプロフェッショナル・カスタマー・ルールの変更に伴う改定

【改定内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
8. プロフェッショナル・カスタマー・ルール 米国金融商品市場では、オプション取引に関して「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」という規制が設けられています。これは、お客様のオプション取引のご注文（新規建玉注文又は決済注文の別、若しくは注文の不成立、キャンセル、拒否その他の注文結果にかかわらず、全ての注文を含みます。）が一箇月間の平均で一日当り 390 回（以下「注文基準値」といいます。）を超えた場合、お客様は「プロフェッショナル・カスタマー」に指定され、翌四半期において、注文処理に関して特別な手順が適用されるというものです。しかしながら、当社の注文処理システムは、現在のところこの手順に対応していません。そのため、当社は、プロフェッショナル・カスタマー・ルールを遵守するため、お客様の取引を次のとおり制限させていただきます。各お客様におかれましては、これらに該当することがないよう十分にご留意ください。 (1) （省　　略） (2) 前号の措置にかかわらず、決済注文によってお客様の注文数が注文基準値の 100%に達した場合、当月の残りの期間及び翌四半期において、お客様の新規建玉注文の受付を停止し、決済注文のみの受付に限定します。なお、当該四半期の翌月には当該措置は解除されます。	8. プロフェッショナル・カスタマー・ルール 米国金融商品市場では、オプション取引に関して「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」という規制が設けられています。これは、お客様のオプション取引のご注文（新規建玉注文若しくは決済注文の別、又は注文の不成立、キャンセル、拒否その他の注文結果にかかわらず、全ての注文を含みます。）が一箇月間の平均で一日当り 390 回（以下「注文基準値」といいます。）を超えた場合、お客様は「プロフェッショナル・カスタマー」に指定され、翌月において、注文処理に関して特別な手順が適用されるというものです。しかしながら、当社の注文処理システムは、現在のところこの手順に対応していません。そのため、当社は、プロフェッショナル・カスタマー・ルールを遵守するため、お客様の取引を次のとおり制限させていただきます。各お客様におかれましては、これらに該当することがないよう十分にご留意ください。 (1) （現行どおり） (2) 前号の措置にかかわらず、決済注文によってお客様の注文数が注文基準値の 100%に達した場合、当月の残りの期間及び翌月において、お客様の新規建玉注文の受付を停止し、決済注文のみの受付に限定します。なお、翌々月には当該措置は解除されます。

■改定・施行日：2026 年 7 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	改定後
【別紙】取引概要 その他費用：■オプション取引所手数料…売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.02295 米ドル。ORF 又は Option Regulatory Fee ともいいます。	【別紙】取引概要 その他費用：■オプション取引所手数料…売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.02 米ドル。ORF 又は Option Regulatory Fee ともいいます。

■改定・施行日：2026 年 5 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	改定後
【別紙】取引概要 その他費用：（新　　設）	【別紙】取引概要 その他費用：■CAT Fee…オプションの売買の都度 1 枚当たり 0.0003 米ドル（0.01 米ドル未満の端数を四捨五入）。 ※CAT Fee とは、オプションの売却時及び買付時に FINRA が追加的に徴収する手数料です。

■改定・施行日：2026 年 4 月 6 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	改定後
【別紙】取引概要 その他費用：■SEC Fee…オプションの売却時及びプットオプションの権利行使時に、約定代金 1 米ドルにつき 0.00 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.00 米ドル）	【別紙】取引概要 その他費用：■SEC Fee…オプションの売却時及びプットオプションの権利行使時に、約定代金 1 米ドルにつき 0.00002060 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.01 米ドル）

■改定・施行日：2026 年 4 月 1 日
【改定の趣旨】
- 信用取引に係る無期限信用の金利改定

【改定の内容】

対象書面：６．外国株式信用取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 手数料等：■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：EFFR(Effective Federal Fund Rate)+2.2%	**【別紙】取引概要** 手数料等：■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：4.5%

■改定・施行日：2026 年 3 月 2 日
【改定の趣旨】
- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他費用：3. ご留意事項 ■オプション取引所手数料…売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.02375 米ドル	**【別紙】取引概要** その他費用：3. ご留意事項 ■オプション取引所手数料…売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.02295 米ドル。ORF 又は Option Regulatory Fee ともいいます。

■改定・施行日：2026 年 1 月 5 日（2026 年 1 月 6 日誤記訂正）
【改定の趣旨】
- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他：3. ご留意事項 ■SEC Fee…オプションの売却時及びプットオプションの権利行使時に、約定代	**【別紙】取引概要** その他：3. ご留意事項 ■SEC Fee…オプションの売却時及びプットオプションの権利行使時に、約定代

費用	金 1 米ドルにつき$0.0000278 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.01 米ドル ※SEC Fee とは、Securities and Exchange Commission（米国証券取引委員会）に支払われる現地取引費用です。 ■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たり 0.00329 米ドル（最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル）。なお、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。 ※FINRA Fee とは、オプションの売却時に FINRA（Financial Industry Regulatory Authority、米国金融業規制機構）に支払われる現地取引費用です。Trading Activity Fee ともいいます。

費用	金 1 米ドルにつき 0.00 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.00 米ドル） ※SEC Fee とは、米国の Securities and Exchange Commission（証券取引委員会）に支払われる現地取引費用です。 ■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たり 0.00329 米ドル（最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル）。なお、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。 ※FINRA Fee とは、オプションの売却時に FINRA（米国の Financial Industry Regulatory Authority、金融取引業規制機構）に支払われる現地取引費用です。Trading Activity Fee ともいいます。

■改定・施行日：2026 年 1 月 2 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。
- 米国株式オプション取引の満期日における強制決済開始時点の変更（繰上げ）。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

【別紙】取引概要

改定前	
その他費用	3. ご留意事項 ■OCC Fee…契約数 1 枚当たり 0 米ドル
満期日の取扱い	新規注文…（省　　略） 強制決済…大引けの 30 分前から、当社がお客様の建玉について信用決済方式によったとしても以下のいずれかの場合に該当するものと合理的に判断したときは強制的に反対売買を行うことがあります。

改定後	
その他費用	3. ご留意事項 ■OCC Fee…契約数 1 枚当たり 0.025 米ドル
満期日の取扱い	新規注文…（省　　略） 強制決済…大引けの 35 分前から、当社がお客様の建玉について信用決済方式によったとしても以下のいずれかの場合に該当するものと合理的に判断したときは強制的に反対売買を行うことがあります。

■改定・施行日：2025 年 12 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他費用 2. その他の取引所手数料 ■CAT Fee：CAT とは Consolidated Audit Trail の略で、SEC が追加的に徴収する取引所手数料です。オプションの売買時に発生します。本費用は、SEC が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。 3. ご留意事項 ■OCC Fee…契約数 1 枚当たり 0.02 米ドル（1 取引当たり最大 55 米ドル）	**【別紙】取引概要** その他費用 2. その他の取引所手数料 ■CAT Fee：CAT とは Consolidated Audit Trail の略で、SEC が追加的に徴収する取引所手数料です。本費用は、SEC が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。 3. ご留意事項 ■OCC Fee…契約数 1 枚当たり 0 米ドル

■改定・施行日：2025 年 11 月 8 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引におけるストラテジー取引の提供開始に伴う各種改定。

【改定の内容】

対象書面：１．米国株オプション取引にかかる注意喚起文書	
改定前	**改定後**
米国株式オプション取引（個別株オプション・株価指数オプション）に係るご注意 １．オプションの売付取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。 ２．お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。	**米国株式オプション取引（個別株オプション・株価指数オプション）に係るご注意** １．オプションの売付取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。ただし、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。 ２．お客様からの勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
米国株式オプション取引を行っていただくにあたっては、本書面及び別紙の取引概要、約諾書、また取引ガイドやFAQなどをあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。	米国株式オプション取引を行っていただくにあたっては、本書面及び別紙の取引概要、最新の米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書、また取引ガイドやFAQなどをあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。
5. この取引説明書より前のバージョンの取引説明書は、この取引説明書に差し替えられます。最新の取引約款及び総合口座へ適用される取引説明書と併せてお読みください。これら最新の取引説明書、取引約款等は当社ウェブサイトにてご覧になれます。取引説明書、取引約款、約諾書、補足文書、資料及び更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。	5. 当社は、この取引説明書を随時改定することができ、この取引説明書より前のバージョンの取引説明書は、この取引説明書に差し替えられます。最新の取引約款及び総合口座へ適用される取引説明書と併せてお読みください。これら最新の取引説明書、取引約款等は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。取引説明書、取引約款、約諾書、補足文書、資料及び更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。なお、この取引説明書や別紙の取引概要、米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書について改定を行う際は、あらかじめお客様にお知らせを行うものとします。また、これらの書類の改定後にお客様が取引を継続し、又は開始した場合、改定後の書類について承諾したものと取り扱います。
手数料その他の費用及びリスクについて **■手数料などの諸費用について** 1. 米国株式オプション取引を行うにあたっては、以下の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。また、手数料の上限が設定されている場合や、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツール（当社が提供する取引用アプリをいいます。以下同様です。）にてご確認ください。 3. 株式の購入・売却に係る費用は別途必要とな	**手数料その他の費用及びリスクについて** **■手数料などの諸費用について** 1. 米国株式オプション取引を行うにあたっては、以下の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。また、手数料の上限が設定されている場合や、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツール（当社が提供する取引用アプリをいいます。以下同様です。）をご確認ください。 3. 株式の購入・売却に係る費用は別途必要とな

ります。詳しくは当社から交付される「上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）」その他の書面又は取引ツールにてご確認ください。	ります。詳しくは当社から交付される「上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。
（新　　設）	4. オプション取引の決済が後述する信用決済方式による場合、外国株式信用取引に係る手数料などの諸費用が必要となる場合があります。詳しくは当社から交付される「外国株式信用取引の取引説明書」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。
4. 通貨のコンバージョンレート（両替コスト）についても取引ツールにてご確認ください。	5. 通貨のコンバージョンレート（両替コスト）についても取引ツールをご確認ください。
■証拠金について オプション取引で売建てを行うにあたっては、事前に所定の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。	**■証拠金について** オプション取引で売建てを行うにあたっては、事前に所定の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する有価証券を代用有価証券として差し入れることができますが、証拠金として差し入れた代用有価証券には価格変動や流動性のリスクがあります。 なお、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。
■オプション取引のリスクについて	**■オプション取引のリスクについて**
6. 売付取引特有のリスクとしては以下があります。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。	6. 売付取引特有のリスクとしては以下があります。ただし、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。
（新　　設）	7. 信用決済方式特有のリスクとして以下があります。 ●権利割当の際（権利行使を受ける際）、義務履行を信用貸付等で代替する方式をとる場合、実際の決済価格と市場価格とに乖離が生じる可能性があります。また、流動性が低い場合、不利な価格で決済がなされる可能性があります。 ●信用決済方式をとった場合の代用有価証券の評価変動や流動性低下等による担保価値の下落リスクにつきましては、「外国株式信用取引説明書」を併せてお読みください。
（新　　設）	8. その他のリスクとして以下があります。 ●注文の執行、約定、割当て、決済等は、委託

	先である Webull Financial LLC 等が関与する可能性があります。当社は、委託先に対して管理・監督を行う義務を負い、また、その義務を尽くしますが、委託先の行為について全面的な責任を負うものではなく、当社が管理・監督義務を尽くした場合であっても委託先による取引執行、決済、清算、割当処理その他関連業務によって損失が生じるリスクや、委託先がお客様の注文を拒否し、遅延し、取り消し、又は価格変更等を行うリスク、委託先の履行不能、倒産、規制措置等によって損失が生じるリスクがあります。 ●本取引はドル建てであり、損益を円換算した際の為替変動リスクが生じます。
【Ⅰ】米国株式オプション取引の仕組みについて 米国株式オプション取引は、各金融商品取引所が定める規則に基づいて行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっています。）詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。 １．取引の方法 (1)　取引の対象 取引の対象は、米国金融商品取引所が選定した有価証券及び株価指数のうち当社が指定するもの（以下「対象有価証券等」といいます。）に係る次の２種類とします。 (4)　ストラテジー取引 各金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。 ３．決済の方法 オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の２つの方法があります。	**【Ⅰ】米国株式オプション取引の仕組みについて** 米国株式オプション取引は、米国の各金融商品取引所が定める規則に基づいて行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっています。）詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。 １．取引の方法 (1)　取引の対象 取引の対象は、米国金融商品取引所が選定した有価証券又は株価指数のうち当社が指定するもの（以下「対象有価証券等」といいます。）とします。 (4)　ストラテジー取引 各金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。ただし、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。 ３．決済の方法 オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の２つの方法があります。なお、決済にあたっては、米

	国取引所、清算機関、委託先、カウンターパーティーに対する制度、規制又は処理ルールが適用され、又は変更される場合がありますが、その適用又は変更に伴う不都合やコスト増等はお客様のご負担となります。
(2) 権利行使による決済 米国株式オプション取引について、買方は、権利行使を行うことで買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることになります。この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象となる株式（以下「対象株式」といいます。）の売買が成立します。権利行使が行われる場合、お客様は以下の表記載の現金あるいは対象株式をオプション口座に用意していただく必要があります。	(2) 権利行使による決済 米国株式オプション取引について、買方は、当社所定の期日までに権利行使を行うことで買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることになります。この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象となる株式（以下「対象株式」といいます。）の売買が成立します。権利行使が行われる場合、お客様は以下の表記載の現金あるいは対象株式をオプション口座に用意していただく必要があります。
コールの買い建玉 イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも高い状態）の場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。	コールの買い建玉 イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも高い状態）の場合、対象株式が権利行使価格で自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
プットの買建玉 イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも低い状態）の場合は、対象株式を権利行使価格にて自動で引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。	プットの買建玉 イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも低い状態）の場合、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がないときは、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
コールの売建玉 権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。 ※カバード・コールの場合	コールの売建玉 カバード・コールの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。

プットの売建玉	権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられます。 ※キャッシュ・セキュアード・プットの場合

	その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。
プットの売建玉	キャッシュ・セキュアード・プットの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられます。 その他の取引の場合、オプション口座に保有する現金（証拠金）が不足するときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で買付けられます。

（新　　設）

(4)　信用決済方式

権利割当の際に、オプション口座に保有する対象株式又は現金が不足する場合に、お客様が当社に別途開設した外国株式信用取引口座を通じて現金または有価証券の貸付を受けて行う代替決済方式をいいます。なお、外国株式信用取引口座に関する事項は、外国株式信用取引に関する注意喚起文書、外国株式信用取引の取引説明書、外国株式信用取引取扱規程及び外国株式信用取引口座設定約諾書によります。

４．証拠金について

(1)　証拠金の差し入れ又は預託

オプションの売建てを行うにあたっては、取引開始前に、証拠金を担保として差し入れ又は預託しなければなりません。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定していますので、証拠金の取扱いは以下となります。

取引の種類	証拠金
コールの売	現金の差し入れは不要です

４．証拠金について

(1)　証拠金の差し入れ又は預託

オプションの売建てを行うにあたっては、取引開始前に、証拠金を担保として差し入れ又は預託しなければなりません。なお、証拠金の取扱いは以下となります。

取引の種類	証拠金
コールの売	買方の権利行使に備えて対象

付け（カバード・コールに限定）	が、買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただく必要があります。また当該株式は取引が決了するまで拘束されます。
プットの売付け（キャッシュ・セキュアード・プットに限定	買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金を預託していただく必要があります。また当該現金は取引が決了するまで拘束されます。
（新　設）	（新　　設）

付け	株式を預託していただくか、または現金を差し入れる必要があります。また、当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 なお、カバード・コールの場合、対象株式を預託していただくので、現金の差し入れは不要となります。
プットの売付け	買方の権利行使に備えて現金を差し入れる必要があります。また、当該現金は取引が決了するまで拘束されます。 なお、キャッシュ・セキュアード・プットの場合、買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金（行使価格に相当する額の現金）を預託していただく必要があります。
スプレッド取引	対象株式に係る複数のコール又はプットを同時に売買するものですが、買方の権利行使に備えてオプション口座に現金を差し入れる必要があります。

（新　　設）

(3)　代用有価証券の取扱い

お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する上場株式、ETF、投資信託その他の有価証券を代用有価証券として差し入れることができます。これらの代用有価証券の評価方法、掛目、管理の方法その他の事項は当社が別途定めるものとします。

【Ⅱ】オプション取引及びその委託に関する主な用語

●アウト・オブ・ザ・マネー　権利行使価格と基礎商品の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を上回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を下回る場合となります。

【Ⅱ】オプション取引及びその委託に関する主な用語

●アウト・オブ・ザ・マネー　権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を上回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を下回る場合となります。

●アット・ザ・マネー　権利行使価格と基礎商品の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損益が生じない状態のことをいいます。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と基礎商品の価格が等しい場合となります。 ●イン・ザ・マネー　権利行使価格と基礎商品の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を下回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を上回る場合となります。 ●反対売買（はんたいばいばい）　取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。すなわち、オプションを買い建てた場合は転売、売り建てた場合は買戻しを行うことをいいます。当初の約定値段と反対売買時点の約定値段の価格差が損益となります。	●アット・ザ・マネー　権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損益が生じない状態のことをいいます。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と原資産の価格が等しい場合となります。 ●イン・ザ・マネー　権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を下回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を上回る場合となります。 ●反対売買（はんたいばいばい）　取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。すなわち、オプションを買い建てた場合は転売、売り建てた場合は買戻しを行うことをいいます。当初の約定価格と反対売買時点の約定価格の価格差が損益となります。
【Ⅲ】米国株式オプション取引に係る金融商品取引契約の概要 2. 米国株式オプション取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理。	**【Ⅲ】米国株式オプション取引に係る金融商品取引契約の概要** 2. 米国株式オプション取引に関するお客様の金銭、代用有価証券又は建玉の管理。
【Ⅵ】当社の概要 ●資本金：9 億 3,848 万円（2023 年 4 月 1 日現在）	**【Ⅵ】当社の概要** ●資本金：9 億 3,848 万円（2025 年 11 月 1 日現在）
【別紙】取引概要	**【別紙】取引概要**

取引形態	スマートフォンのアプリによるオンライン取引
手数料	売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブサイトまたはアプリにてご確認ください。
その他費	■オプション取引所手数料

ティッ	参照指	1 約定	1 枚あ

取引形態	当社が定めるアプリによるオンライン取引
手数料	売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブサイトまたはアプリをご確認ください。 ※信用決済方式による場合、手数料、金利、貸株料その他諸費用等をお客様に請求することがあります。
その他費	■オプション取引所手数料

ティッ	参照指	1 約定	1 枚あ

用	カー	数	あたりの単価または数量	たりの費用	用	カー	数	あたりの単価または数量	たりの費用
	NDX, NDXP (単一)	ナスダック100指数	25米ドル未満	0.25米ドル		NDX, NDXP (単一)	ナスダック100指数	25米ドル未満	0.50米ドル
			25米ドル以上	0.50米ドル				25米ドル以上	0.75米ドル
	NDX, NDXP (複合)	ナスダック100指数	25米ドル未満	0.50米ドル		NDX, NDXP (複合)	ナスダック100指数	25米ドル未満	0.65米ドル
			25米ドル以上	0.75米ドル				25米ドル以上	0.90米ドル
取引時間	■米国夏時間の期間…22:30～翌5:00 ■米国標準時の期間…23:30～翌6:00 ※米国では、3月第2日曜日から11月第1日曜日まで、夏時間（サマータイム）が実施されます。 ※ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して4:00～20:00です。 ※日本が祝祭日であっても、米国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。しかし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り引きいただけません。				取引時間	■米国夏時間の期間…22:30～翌5:00 ■米国標準時の期間…23:30～翌6:00 ※米国では、3月第2日曜日から11月第1日曜日まで、夏時間（サマータイム）が実施されます。 ※ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して4:00～20:00です。 ※日本が祝祭日であっても、米国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。ただし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り引きいただけません。			
権利行使（原資産の受渡し）	■通知方式…米国株オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。権利行使通知を行うと、オプションの建玉は0価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。				権利行使（原資産の受渡し）	■通知方式…個別株式オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。権利行使通知を行うと、オプションの建玉は0価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。			
権利行使時の取り扱い	コールの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合は、建玉が強制的				権利行使時の取り扱い	コールの買建玉…イン・ザ・マネーの場合、対象株式が権利行使価格で自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合、建玉が強制的に差			

	に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。		金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
	プットの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。		プットの買建玉…イン・ザ・マネーの場合、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
	コールの売建玉…権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。※カバード・コールの場合		コールの売建玉…権利行使の割当てを受けた際には、対象株式が自動的に権利行使価格で売付けられます。なお、カバード・コールの場合であれば、売付けはオプション口座内に保有する対象株式により行われます。また、その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。 なお、お客様が売付けたコールの原資産株式が配当を予定していて、当該配当の権利確定日に権利割当てを受けた場合に、お客様のオプション口座において配当落調整金を支払う余力がないと当社が合理的に判断したときは、当社が当該建玉について強制的に反対売買を行うことがあります。
	プットの売建玉…権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられ行われます。※キャッシュ・セキュアード・プットの場合		プットの売建玉…権利行使の割当てを受けた際には、対象株式が自動的に権利行使価格で買い付けられます。なお、キャッシュ・セキュアード・プットの場合であれば、買付けはオプション口座内に保有する現金（証拠金）により行われます。また、その他の取引の場合、オプション口座に保有する現金（証拠金）が

満期日の取り扱い	強制決済…大引けの 30 分前から、買方が権利行使を行う余力がない場合には、強制的に反対売買を行う場合があります。 反対売買ができない場合は、権利行使を行わない設定とします。
株券の保管	海外の決済会社に混蔵寄託契約により寄託するものとします。
ご注意事項	・オプション取引に係る現物株式の取引はオプション口座内で完結いただく必要があります。現物株式を総合口座とオプション口座間で振り替えることはできません。

	不足するときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で買付けられます。
満期日の取り扱い	強制決済…大引けの 30 分前から、当社がお客様の建玉について信用決済方式によったとしても以下のいずれかの場合に該当するものと合理的に判断したときは、強制的に反対売買を行うことがあります。 ・お客様が買方であって権利行使を行う余力がない場合 ・お客様が売方であって権利割当を受けても支払いに必要となる余力がない場合（お客様がスプレッド取引を行っており、大引けにおいて売り建玉のみがイン・ザ・マネーとなる可能性が見込まれる場合も含む） なお、反対売買ができないときは、権利行使を行わない設定とします。
株券の保管	海外の決済会社に混合寄託契約により寄託するものとします。
ご注意事項	・オプション取引に係る現物株式の取引はオプション口座内で完結いただく必要があります。現物株式を総合口座とオプション口座間で振り替えることはできません。また、信用決済方式により信用取引口座で売買した株式も、総合口座やオプション口座に振り替えることはできません。

対象書面：３．米国株オプション取引約款

改定前	改定後
（規程の趣旨） 第１条　（省　　略） ４　お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション	（約款の趣旨） 第１条　（現行どおり） ４　お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション

取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。	取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の適用法令並びに取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。
（口座開設基準） 第２条　（省　　略） ２　当社は、上記要件及び当社のオプション口座開設基準に基づきオプション口座開設の可否を審査し、当社がオプション口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、本取引を行うことができるものとします。審査の結果、オプション口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。	（口座開設基準） 第２条　（現行どおり） ２　当社が、上記要件及び当社のオプション口座開設基準に基づきオプション口座開設の可否を審査のうえオプション口座開設を承諾し、かつ、別に定める外国株式信用取引口座開設基準に基づき外国株式信用取引口座開設の可否を審査のうえ外国株式信用取引口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、本取引を行うことができるものとします。なお、審査の結果、これらの口座のいずれか又は両者の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。
（お客様の責任） 第３条　オプションの購入のために取引を締結する場合、お客様は、第１条第４項で定義された法律及び規制ならびに当社約款等を熟読し理解したうえで遵守することに同意するものとします。本条項又は本約款の他の条項の一般性を損なうことなく、お客様は、単独で、又は他者と協力して、関連する取引所、市場、清算機関（クリアリングハウス）、又は規制当局によって課される可能性のある建玉又は権利行使制限を超えてはなりません。 ６　お客様は、お客様オプション口座の担保資産のないオプションに関連して、当該オプションが決済、権利行使、もしくは失効されるか、又は原資産が当該担保資産のないオプションを取り扱うために当社又は清算機関が設定した担保要件を満たすまで、当該オプションの有効期間中、当該オプションを担保する	（お客様の責任） 第３条　オプションの購入のために取引を締結する場合、お客様は、法律及び規制ならびに当社約款等を熟読し理解したうえで遵守することに同意するものとします。本条項又は本約款の他の条項の一般性を損なうことなく、お客様は、単独で、又は他者と協力して、関連する取引所、市場、清算機関（クリアリングハウス）、又は規制当局によって課される可能性のある建玉又は権利行使制限を超えてはなりません。 ６　お客様は、お客様のオプション口座に担保資産のないオプションに関連して、当該オプションが決済、権利行使、若しくは失効されるか、又は原資産が当該担保資産のないオプションを取り扱うために当社又は清算機関が設定した担保要件を満たすまで、当該オプションの有効期間中、当該オプションを担保す

原資産、当該原資産に発生しうる現金又は証券を売却しないことに同意します。 また、お客様は、当社又は清算機関が、それぞれの絶対的な裁量において、お客様から受けた、又は他の証券会社を通じてギブアップ制度による当該原資産の売却注文を、当該売却に先立ってお客様が当社又は清算機関が当該担保資産のないオプションを取り扱うために定めた担保要件を満たしていなければ、拒否できることに同意します。当社はその裁量で、お客様が当該売却代金を当該担保要件に充当することを許可する権利を有します。	る原資産、当該原資産に発生しうる現金又は証券を売却しないことに同意します。 また、お客様は、当社又は清算機関が、それぞれの絶対的な裁量において、お客様から受けた、又は他の証券会社を通じてギブアップ制度による当該原資産の売却注文を、当該売却に先立ってお客様が当社又は清算機関が当該担保資産のないオプションを取り扱うために定めた担保要件を満たしていなければ、拒否できることに同意します。当社はその裁量で、お客様が当該売却代金を当該担保要件に充当することを許可する権利を有します。
（商品・取引の種類） 第４条　当社においてお客様が行うことのできる本取引の商品の種類は、別途当社が定めるものとします。	（商品・取引の種類） 第４条　当社においてお客様が行うことのできる本取引の商品の種類は、以下に定めるものとします。 (1) オプション買い取引 (2) オプション売り取引 (3) スプレッド取引 (4) 複合型取引
２　お客様は、各商品の取引につき、新規買い建て並びに決済（転売）の注文を行うことができます。	２　お客様は、各商品の取引につき、決済（転売及び買戻し）の注文を行うことができます。
（取引ルール） 第５条　（省　　略）	（取引ルール） 第５条　（現行どおり）
２　本取引の原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。	２　本取引の原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更又は制限できることにあらかじめ同意することとします。
３　前項の変更を当社が行う場合は、原則としてその旨をお客様に電磁的な方法により通知するものといたします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知なく取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。	３　前項の変更又は制限を当社が行う場合は、原則としてその旨をお客様に電磁的な方法により通知するものといたします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知なく取引条件の変更又は制限を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。
（新　　設）	７　前項までの定めにかかわらず、当社は、お客様の信用状況、資金水準、取引経験、流動性状況等を勘案して本取引を制限または拒否す

	ることができるものとします。
（新　　設）	（信用決済方式に関する特則） 第６条の２　前条の定めにかかわらず、お客様が外国株式信用取引口座を保有する場合において、お客様がオプション売り取引、スプレッド型取引、複合型取引等のオプション契約を有し、かつ、権利割当を受けた場合であって、オプション口座における原資産が不足し又は現金残高が不足するときは、当社が別に定める限度で、お客様が当社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて、お客様の委託保証金及び代用有価証券を担保として原資産又は現金の貸付が行われることにより、当該原資産又は現金により決済が行われます。 ２　前項による決済が行われる場合の担保提供義務並びに前項による決済が行われた場合の返済義務、利息支払義務、遅延損害金支払義務及び追加保証金差入義務に関する事項、外国株式信用取引に関する信用限度額の設定、取引停止、強制決済、その他外国株式信用取引に関する事項は、外国株式信用取引取扱規程によるものとします。
（買付代金の前受け） 第９条　お客様は、本取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に買付代金を預託するものとします。	（買付代金又は証拠金の前受け） 第９条　お客様は、本取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に買付代金を預託し、又は証拠金を差し入れるものとします。
３　買付代金の預託は現金による預託とします。	３　買付代金の預託又は証拠金の差入は現金によるものとします。
（新　　設）	４　前項の定めにかかわらず、お客様は、買付代金又は証拠金に代えて、株式、ETF、投資信託等の有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）を提供することができます。
（新　　設）	５　前項の代用有価証券の種類、代用有価証券に関する評価方法、掛目等の事項は当社が別に定めて当社ウェブサイトに公表し又はアプリを通じてお客様に通知するものとします。
（新　　設）	６　当社は、お客様が提供した代用有価証券を、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分することができるものとします。

（預託金の保管） 第１０条　お客様が当社のオプション口座に預託した金銭（以下「預託金」といいます。）は、当社の資産と分別して保管します。	（預託金等の保管） 第１０条　お客様が当社のオプション口座に預託した金銭（以下「預託金」といいます。）及び証拠金（以下、これらを総称して「預託金等」といいます。）は、それぞれ当社の資産と分別して保管します。
（預託金の預託と引出し） 第１１条　（省　　略） ２　預託金の引出し可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。 ３　預託金の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。	（預託金等の預託と引出し） 第１１条　（現行どおり） ２　預託金等の引出し可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。 ３　預託金等の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。
（諸通知・報告の方法） 第１２条　「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則としてお客様情報の画面を通じて、又は電子メールで行うものとします。	（諸通知・報告の方法） 第１２条　「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則として当社アプリ内のお客様情報の画面を通じて、又は電子メールで行うものとします。
（決済等に伴う現金不足額） 第１３条　（省　　略） ２　前項に定める現金不足額の差し入れは、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差し入れが確認できない場合は、当社の独自の裁量により、お客様の計算で決済を行なうものとします。	（決済等に伴う現金不足額） 第１３条　（現行どおり） ２　前項に定める現金不足額の差し入れは、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差し入れが確認できない場合は、当社の独自の裁量により、お客様の計算で建玉の決済を行なうものとします。
（取引リスク） 第１６条　お客様は、本取引に以下のリスクがあることを理解します。 (1)　有価証券取引のリスク c. 手数料及びその他の料金 すべての手数料その他の料金について明確な説明を得て、これらの料金が純利益（存在する場合）に影響を与えたり、損失を増加させたりする可能性があることを理解する必要があります。お客様は、これらの料金に対して責任を負うことに同意するものとします（随時修正される場合があります）。	（取引リスク） 第１６条　お客様は、本取引に以下のリスクがあることを理解します。 (1)　有価証券取引のリスク c. 手数料その他の料金 すべての手数料その他の料金について明確な説明を得て、これらの料金が純利益（存在する場合）に影響を与えたり、損失を増加させたりする可能性があることを理解する必要があります。お客様は、これらの料金に対して責任を負うことに同意するものとします（これらの料金は随時修正又は変更される場合があります）。 （免責事項）

（新　　設）	第１７条　当社は、以下各号に掲げる事由により、お客様に損害が生じた場合であっても、当該損害について一切の責任を負わないものとします。 (1)　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、オプションの権利行使、権利割当て、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 (2)　執行取引所の開場にもかかわらず国内の休日又は当社の業務時間外のために、当該取引所の取次ぎに応じえないことにより生じた損害 (3)　国内の休日又は当社の業務時間外のために、取次ぎ済の米国株式オプション取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害 (4)　電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 (5)　当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 (6)　当社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行ブローカー、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。）の事情（障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事由をいう。）により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害 (7)　当社の設備、システム、通信、事務処理その他当社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、

	通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害（ただし、当該損害が当社の故意又は重過失により生じた場合を除く）
（公租公課） 第１７条　（省　　略）	（公租公課） 第１８条　（現行どおり）
（預託金銭の利息） 第１８条　（省　　略）	（預託金銭の利息） 第１９条　（現行どおり）
（届出事項の変更届出） 第１９条　（省　　略）	（届出事項の変更届出） 第２０条　（現行どおり）
（本取引の制限） 第２０条　（省　　略）	（本取引の制限） 第２１条　（現行どおり）
（プロフェッショナル・カスタマー・ルールに基づく取引制限） 第２０条の２　（省　　略）	（プロフェッショナル・カスタマー・ルールに基づく取引制限） 第２２条　（現行どおり）
（遅延損害金） 第２１条　（省　　略）	（遅延損害金） 第２３条　（現行どおり）
（通知の効力） 第２２条　（省　　略）	（通知の効力） 第２４条　（現行どおり）
（公的機関等への報告） 第２３条　（省　　略）	（公的機関等への報告） 第２５条　（現行どおり）
（国内非居住者となる場合の取扱い） 第２４条　（省　　略）	（国内非居住者となる場合の取扱い） 第２６条　（現行どおり）
（規定の変更） 第２５条　本約款は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改正されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	（約款の変更） 第２７条　本約款は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改正されることがあります。改正を行う旨及び改正後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

対象書面：４．米国株オプション取引口座設定約諾書	
改定前	**改定後**
第１章　総則	第１章　総則

（米国株式オプション取引口座による処理） 第１条　（省　　略）	（米国株式オプション取引口座による処理） 第１条　（省　　略）
（新　　設）	２　前項の定めにかかわらず、権利割当を受けた際の本口座における金銭が不足し又は原資産が不足する場合、私が貴社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて処理すること。
（新　　設）	３　前項による場合、私が別に貴社に差し入れた外国株式信用取引口座設定約諾書に従うこと。
（新　　設）	（代用有価証券の扱い） 第３条の２　前条の定めに関わらず、委託証拠金、約定代金、その他の支払うべき金銭に代えて株式、ETF、投資信託等の有価証券（以下「代用有価証券」という。）を提供する場合の、代用有価証券の種類、評価方法、掛目等の事項は貴社が別に定めてウェブサイトに公表し又はアプリを通じて私に通知すること。 ２　貴社が、私の提供した代用有価証券について、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分すること。
（同種同量の有価証券の返還） 第１２条　前条の有価証券は、同一の銘柄、数量のものをもって返還することができること。	（同種同量の有価証券の返還） 第１２条　貴社は、前条の有価証券について、同一の銘柄、数量のものをもって返還することができること。
（免責事項） 第２８条　次の各号に掲げる損害については、貴社は免責されること。	（免責事項） 第２８条　次の各号に掲げる損害については、貴社は免責されること。
（新　　設）	(6)　貴社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行ブローカー、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。）の事情（障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事

（新　　設）	由をいう。）により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害 (7)　貴社の設備、システム、通信、事務処理その他貴社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害（ただし、当該損害が貴社の故意又は重過失により生じた場合を除く）
対象書面：６．外国株式信用取引説明書	
改定前	**改定後**
5. この取引説明書より前の版はこの取引説明書に差し替えられます。当社から交付される最新の取引約款、取引説明書、各種規程その他の書面と併せてお読みください。これら最新の書面は当社ウェブサイトにてご覧になれます。また、これら最新の書面は必ず保管のうえ適宜ご参照ください。	5. 当社は、この取引説明書を随時改定することができ、この取引説明書より前の版はこの取引説明書に差し替えられます。当社から交付される最新の取引約款、取引説明書、各種規程その他の書面と併せてお読みください。これら最新の書面は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。また、これら最新の書面は必ず保管のうえ適宜ご参照ください。
手数料その他の費用及びリスクについて **■手数料などの諸費用について** 2. 手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールにてご確認ください。 5. コンバージョンレート（通貨の両替コスト相当）についても、事前に取引ツールにてご確認ください。 **■外国株式信用取引のリスクについて** 7. 前記５における自動ロスカットの他、外国株式信用取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（外国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部	**手数料その他の費用及びリスクについて** **■手数料などの諸費用について** 2. 手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールをご確認ください。 5. コンバージョンレート（通貨の両替コスト相当）についても、事前に取引ツールをご確認ください。 **■外国株式信用取引のリスクについて** 7. 前記 6.における自動ロスカットの他、外国株式信用取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（外国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部

又は全部が決済（反対売買）される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。	又は全部が決済（反対売買）される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。
外国株式信用取引の仕組みについて **■取引の方法** 2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。 3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社にて同日中に反対売買させて頂きます。 5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。 また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。	**外国株式信用取引の仕組みについて** **■取引の方法** 2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールをご確認ください。 3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールをご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社において同日中に反対売買させて頂きます。 5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールをご確認ください。 また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。
当社が行う金融商品取引業の **内容及び方法の概要等** 9. 注文された外国株式信用取引が成立すると、	**当社が行う金融商品取引業の** **内容及び方法の概要等** 9. 注文された外国株式信用取引が成立すると、

その内容をご確認いただくために、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツールにてご確認いただけます。	その内容をご確認いただくために、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツールにおいてご確認いただけます。
当社の概要 ●資本金：9 億 3,848 万円（2023 年 12 月 1 日現在）	**当社の概要** ●資本金：9 億 3,848 万円（2025 年 11 月 1 日現在）

対象書面：７．外国株式信用取引取扱規程	
改定前	**改定後**
（届出事項等の変更） 第２３条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。	（届出事項等の変更） 第２３条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにより遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。

■改定・施行日：2025 年 10 月 25 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る租税に関する記載の修正。

【改定の内容】

対象書面：米国株式オプション取引説明書　【別紙】取引概要	
改定前	**改定後**
【Ⅳ】金融商品取引契約に関する租税の概要 １．個人のお客様に対する課税は、以下によります。 　米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能になります。	**【Ⅳ】金融商品取引契約に関する租税の概要** １．個人のお客様に対する課税は、以下によります。 　米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、所得税法その他の法令に従い、事業所得又は雑所得として課税されます。
【別紙】取引概要 税金：個人のお客様の場合、米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税され	**【別紙】取引概要** 税金：個人のお客様の場合、米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、所得税法その他の法令に従い、事業所得又は雑所得として

	ます。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。		課税されます。 法人のお客様の場合、米国株式オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

■改定・施行日：2025 年 8 月 1 日

【改定の趣旨】

- 外国株式信用取引に係る口座設定約諾書における同意方法の変更。
- その他、形式的な記載の調整。

【改定の内容】

対象書面：４．外国株式信用取引口座設定約諾書	
改定前	**改定後**
（外国株式信用取引口座による処理） 第１条　私が今後貴社との間に行う外国株式信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭はすべてこの外国株式信用取引口座で処理すること。	（外国株式信用取引口座による処理） 第１条　私が今後貴社との間に行う外国株式信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭は全てこの外国株式信用取引口座で処理すること。
（買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理） 第７条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、貴社の定める方法により処理されること。	（買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理） 第７条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に預入れした買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、貴社の定める方法により処理されること。
（期限の利益を喪失した場合における外国株式信用取引の処理） 第９条　私が前条第１項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての外国株式信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異	（期限の利益を喪失した場合における外国株式信用取引の処理） 第９条　私が前条第１項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議

議のないこと。 3　私が前条第２項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての外国株式信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。）。	のないこと。 3　私が前条第２項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。）。
（通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置） 第 14 条　次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理されるすべての外国株式信用取引（以下「当該外国株式信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。	（通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置） 第 14 条　次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引（以下「当該外国株式信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。
2　前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該外国株式信用取引に係るすべての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第１号に定める額と第２号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。	2　前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該外国株式信用取引に係る全ての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第１号に定める額と第２号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。
（報告） 第 18 条　第８条第１項各号及び同条第２項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。	（報告） 第 18 条　第８条第１項各号及び同条第２項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちにその旨を報告すること。
（届出事項の変更届出） 第 19 条　貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。	（届出事項の変更届出） 第 19 条　貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちにその旨の届出をすること。

（免責事項） 第21条　（省　　略） ２　前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。	（免責事項） 第21条　（現行どおり） ２　前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、毀損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。
（電磁的方法による書面の授受） 第25条　貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の３に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第４条第２項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。	（同意等の方法） 第25条　貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の３に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第４条第２項に規定する書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たものとみなされること。
２　私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ない又は報告若しくは届出を受けないこと。	２　私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと。
（新　　設）	３　私は、第18条及び第19条に規定する報告及び届出を、書面又は電磁的方法のうち貴社が指定するいずれかの方法（私から書面の受入れの請求があった場合又は印章若しくは署名鑑の変更に係るものにあっては、書面とする。）により行うこと。ただし、電磁的方法による場合にあっては、貴社が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。 （１）あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は

	電磁的方法による承諾を得ていること。 （２）あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びに次に掲げる事項を告知していること。 ａ　電磁的方法の種類及び内容 ｂ　貴社に対し、私が書面による当該報告及び届出の受入れを請求することができる旨

■改定・施行日：2025 年 7 月 1 日

【改定の趣旨】

- 外国株式信用取引に係る税務に関する記載等の変更。

【改定の内容】

対象書面：６．外国株式信用取引取引説明書

改定前		改定後	
【別紙】取引概要		【別紙】取引概要	
税金	個人のお客様の場合、外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。	税金	個人のお客様の場合、外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。この申告分離課税は、当社における米国株式信用取引以外の取引だけでなく、お客様が確定申告することにより、他の証券会社等での取引を含めた年間の売買損益を通算した益金に対して課税されます。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。
ご注意事項	・外国株式信用取引は外国株式信用口座内で完結いただく必要があります。 ・外国株式信用取引口座内で行われ取引の益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。	ご注意事項	・外国株式信用取引は外国株式信用取引口座内で完結いただく必要があります。 ・当社に特定口座を開設されている場合は、原則、特定口座でのお取引となります。特定口座を開設されていない場合、外国株式信用取引口座内で行われた取引の益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。

■改定・施行日：2025 年 1 月 24 日

【改定の趣旨】

- 外国株式信用取引に係る取扱可能銘柄基準の変更。
- 外国株式信用取引に係る新規建の停止に関する記載の追記。

【改定の内容】

<table>
<tr><th colspan="2">対象書面：６．外国株式信用取引取引説明書</th></tr>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>【別紙】取引概要
<table><tr><td>取扱い銘柄</td><td>（２）主要株株価指数の構成銘柄以外の取扱可能銘柄
③上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準
• （省　　略）
• Cboe BZX Exchange（Tier Ⅰ に限る）
（新　　設）</td></tr></table></td><td>【別紙】取引概要
<table><tr><td>取扱い銘柄</td><td>（２）主要株株価指数の構成銘柄以外の取扱可能銘柄
③上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準
• （現行どおり）
（削　　除）

当社では、以下の基準に該当した場合、原則として新規建注文を停止します（当社が新規建停止措置を行った時点で既に当社が受注済みの注文についても原則失効となります）。
【新規建停止基準（受託禁止基準）】
（１） 上場廃止
上場廃止となりうる事実が公表又は予定されたことを当社が確認した銘柄
（２） コーポレートアクションの公表
合併、会社分割、株式交換、株式移転、被子会社化又はこれらに類するコーポレートアクションの実施が公表されたことを当社が確認した銘柄（当該銘柄が存続会社となるコーポレートアクションで、当該銘柄の株式取引への影響が小さいと当社が判断したものを除く）
（３） 株価基準
当社が別途定める株価以下となった銘柄
（４） 株価変動基準</td></tr></table></td></tr>
</table>

			当社が別途定める株価変動があった銘柄 新規建停止基準（受託禁止基準）の詳細については当社ウェブサイトをご確認下さい。

■改定・施行日：2025 年 1 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

改定前		改定後	
【別紙】取引概要		【別紙】取引概要	
その他費用	売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。 ■オプション取引所手数料…売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.01915 米ドル ※株価指数オプションについては、取引所の定める以下の費用が別途かかります。VIX 指数の単一注文については、Market Turner ではなく Market Maker によって電子的に執行されたオプション契約に対して、優先追加料金が 0.2 米ドル課されます。Nanos については、取引所費用はかかりません。 （新　　設）	その他費用	売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブサイトまたはアプリにてご確認ください。 （削　　除） 1. 株価指数オプション取引所手数料：株価指数オプション取引における取引所手数料は、各取引所が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細な費用につきましては、当社ウェブサイトまたはアプリにてご確認ください。＊株価指数オプションの取引所手数料は、

	（新　　設）		1 注文の合計約定金額ではなく、1 約定ごとの金額に基づいて計算されます。 2. その他の取引所手数料 ■OCC Fee： OCC とは Option Clearing Corporation の略で、オプション精算会社に支払われる手数料です。契約数 1 枚あたりの費用および取引ごとの最大費用については、当社ウェブサイトをご確認ください。費用の詳細については下記 OCC 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.theocc.com/company-information/schedule-of-fees ■SEC Fee： SEC とは Securities and Exchange Commission の略で、米国証券取引委員会のこと。オプションの売却時に SEC に支払われる手数料です。詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。また、下記 SEC 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2020-7 ■FINRA Fee：FINRA とは Financial Industry Regulatory Authority の略で、米国金融業規制機構のことで、オプションの売却時に FINRA に支払われる費用です。適用基準および詳細については、下記 FINRA 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.finra.org/rules-guidance/rulebooks/corporate-organization/section-1-member-regulatory-fees ■CAT Fee：CAT とは Consolidated Audit Trail の略で、SEC が追加的に徴収する取引所手数料です。オプションの売買時に発生します。本費用は、SEC が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細に

（新　　設）

ティッカー	参照指数	1約定あたりの単価または数量	1枚あたりの費用
SPX	S&P500	1米ドル未満	0.57米ドル
	S&P500	1米ドル以上	0.66米ドル
SPXW	S&P500	1米ドル未満	0.5米ドル
	S&P500	1米ドル以上	0.59米ドル
VIX,VIXW(単一)	CBOE市場VIX指数	0.10米ドル以下	0.10米ドル
		0.11米ドル～0.99米ドル	0.25米ドル
		1米ドル～1.99米ドル	0.40米ドル
		2米ドル以上	0.45米ドル

つきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

3. ご留意事項

オプション取引にかかる手数料および現地費用は取引所ごとに異なる場合があるため、最新の正確な手数料体系については、取引を行う前に各取引所の公式情報をご確認いただきますようお願いいたします。外国取引に係る現地手数料・現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

（表　削　除）

VIX,VIXW (複合)	CBOE 市場 VIX 指数	0.10 米ドル以下	0.05 米ドル	
		0.11 米ドル～0.99 米ドル	0.17 米ドル	
		1 米ドル～1.99 米ドル	0.30 米ドル	
		2 米ドル以上	0.45 米ドル	
XSP	ミニ SPX 指数	10 枚未満	0.00 米ドル	
		10 枚以上	0.07 米ドル	
DJX	ダウ平均株価指数	-	0.18 米ドル	
NDX, NDXP (単一)	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.25 米ドル	
		25 米ドル以上	0.50 米ドル	
NDX, NDXP (複合)	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.50 米ドル	
		25 米ドル以上	0.75 米ドル	

■改定・施行日：2024 年 12 月 16 日

【改定の趣旨】

- 外国株式信用取引において売付取引の提供開始に伴う、売付取引特有のリスクの説明、貸株料及び代用有価証券の説明、権利の処理におけるコーポレートアクション音場合の説明、取引制限、並びにロスカットルールと分別保管の例外に関する説明の追記。

【改定の内容】

対象書面：５．外国株式信用取引に係る注意喚起文書	
改定前	**改定後**
外国株式信用取引に係るご注意 １．外国株式信用取引は、委託保証金の額を上回	**外国株式信用取引に係るご注意** １．外国株式信用取引は、委託保証金の額を上回

る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた委託保証金の額を上回る場合があります。ただし、現在のところ売付取引は提供しておりません。	る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた委託保証金の額を上回る場合があります。
2．お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。	2．本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
3．お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社クライアントサービスまでお申し出ください。 なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 （省　　略） ＡＤＲとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。	3．お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社クライアントサービスまでお申し出ください。 なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 （現行どおり） （注）ＡＤＲとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。
対象書面：６．外国株式信用取引説明書	
改定前	**改定後**
1．外国株式信用取引とは、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な米国株券、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、当社では当面の間、信用買建てのみ取扱います。	1．外国株式信用取引とは、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な米国株券、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
手数料その他の費用及びリスクについて	**手数料その他の費用及びリスクについて**
■手数料などの諸費用について （新　　設）	**■手数料などの諸費用について** 4．外国株式信用取引の売付けの場合は、売付け株券等に対する貸株料をお支払いいただきます。なお、貸株料に加えて付加貸株料をいただく場合があります。
■委託保証金について	**■委託保証金について**

１．外国株式信用取引を行うにあたっては、所定の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。	１．外国株式信用取引を行うにあたっては、所定の委託保証金を担保として差し入れていただきます。委託保証金は有価証券により代用することが可能です（以下「代用有価証券」といいます。）。
２．委託保証金の通貨種類は米ドルとし、売買代金の５０％以上かつ３０万円相当を下回らない範囲で当社が定める額以上の保証金が必要です。	２．委託保証金の通貨種類は米ドルとし、売買代金の５０％以上かつ３０万円相当を下回らない範囲で当社が定める額以上の保証金が必要です。一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、５０％を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご留意ください。また、有価証券により代用する場合には、有価証券の種類に応じて、代用価格等が定められています。円貨での差入れの場合は、当社が指定する為替レートで換算した額での評価となります。
３．有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等、委託保証金に関する詳細については、当社が定めるものとします。	３．代用有価証券の種類、代用価格等、委託保証金に関する詳細については、当社が定めるものとします。
手数料その他の費用及びリスクについて	**手数料その他の費用及びリスクについて**
■外国株式信用取引のリスクについて	**■外国株式信用取引のリスクについて**
（新　　設）	４．外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
■米国株信用取引はクーリング・オフの対象ではありません。 米国株式信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。	**■外国株信用取引はクーリング・オフの対象ではありません。** 外国株式信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。
外国株式信用取引の仕組みについて	外国株式信用取引の仕組みについて
外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株式等を対象としており、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引です。ただし、外国株式信用取引によって行った売買の決	外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株式等を対象としており、金利・貸株料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引です。ただし、外国株式信用取引によっ

済のために、当社が証券金融会社から売付株券等及び買付代金を借り入れること（賃借取引）はできません。詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。	て行った売買の決済のために、当社が証券金融会社から売付株券等及び買付代金を借り入れること（賃借取引）はできません。詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。
■取引の方法	**■取引の方法**
2. 返済期限及び金利…返済期限及び金利は、その時々の金利等情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます。また、金利は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。	2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。
3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。	3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社にて同日中に反対売買させて頂きます。
5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。	5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。 また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。 （注）その率や額、期限は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載

	することはできません。
■取引の方法	**■取引の方法**
2. 返済期限及び金利…返済期限及び金利は、その時々の金利等情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます。また、金利は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。	2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。
3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。	3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社にて同日中に反対売買させて頂きます。
5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。	5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。 また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。 （注）その率や額、期限は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
■決済の方法	**■決済の方法**
1. 反対売買による決済…買い建玉は売り返済に	1. 反対売買による決済…買い建玉は売り返済に

より差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず可能です。	より差金で決済を行うことを指します。反対売買は委託保証金維持率にかかわらず可能です。
金融商品取引契約に関する租税の概要 2. 法人税のお客様に対する課税 外国株式信用取引取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。	金融商品取引契約に関する租税の概要 2. 法人のお客様に対する課税 外国株式信用取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 （新　　設） （新　　設）	当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 5. 外国株式信用取引で売買した外国株券等が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が30%未満になったときは、当社の任意でお客様の計算により信用建玉を決済させていただきます（自動ロスカットルール）。お客様におかれましては、委託保証金の率や当社からのお知らせを取引きツール上で、ご自身でご確認下さい。 6. お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。 これに対して、外国株式信用取引によって買い付けた外国株券等及び外国株式信用取引によって外国株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り決済・買い決済及び反対売買による外国株式信用取引の返済ができなくなる可能性があります。こ

	のため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、外国金融商品市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払い請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
（新　　設）	7. アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場が売買停止（サーキットブレーカーの発動によるものを含む。）を行った場合における外国株式信用取引に係る未約定注文については、失効となる場合があります。失効となった未約定注文については、当社は再発注を行いません。
（新　　設）	8. 外国株式信用取引の売付けを行う場合、アメリカ合衆国の現地法令に基づき、価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。
5.（省　　略）	9.（現行どおり）
6.「取引報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社にご連絡ください。	10.　「取引報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社クライアントサービスにご連絡ください。
当社の概要	当社の概要
●資本金：9 億 3843 万円（2024 年●月●日現在）	●資本金：9 億 3843 万円（2023 年 12 月 31 日現在）
（新　　設）	**当社に対するご質問・ご意見・苦情等に関する受付窓口** クライアントサービス フリーダイアル：0120-560-736 受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～18 時 00 分
（新　　設）	**金融 ADR 制度のご案内** 金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

<table>
<tr><td></td><td>金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC)」を利用することができます。
住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く)</td></tr>
<tr><td>（新　　設）</td><td>外国株式信用取引の基本的な流れ
（図表につき省略）</td></tr>
<tr><td>【別紙】取引概要<table><tr><td>取扱い商品</td><td>アメリカ合衆国の金融取引市場に上場された外国株式等にかかる外国株式信用取引。ただし、買建て取引のみに限定し、売建て取引は取り扱わない。</td></tr><tr><td>取扱い銘柄</td><td>NYダウ平均、S&P500インデックス又はナスダック100インデックスのいずれかに含まれる銘柄</td></tr></table></td><td>【別紙】取引概要<table><tr><td>取扱い商品</td><td>アメリカ合衆国の金融取引市場に上場された外国株式等にかかる外国株式信用取引。</td></tr><tr><td>取扱い銘柄</td><td>以下の（1）及び（2）の基準を満たす銘柄のうち、当社が指定したものとなります。なお、取扱い銘柄ついては定期的な見直しが行われますので、詳細については当社ウェブサイト及び取引アプリをご確認下さい。
(1)　主要株価指数の構成銘柄基準
以下のいずれかの株価指数の構成銘柄であること。ただし、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券である場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第 220 条の規定に基づき、金融庁に届出済みの銘柄に限る。
• ダウ工業株 30 種平均（NY ダウ）
• Standard & Poor's 500 Stock Index（S&P500 指数）</td></tr></table></td></tr>
</table>

			• NASDAQ 100 Index（ナスダック100 指数） (2)　主要株価指数の構成銘柄以外の取扱可能銘柄基準 上記(1)に該当しない銘柄のうち、以下に掲げる基準をすべて満たす銘柄であること。 ①時価総額基準 基準日の属する月の前月の平均時価総額が50億ドル以上である銘柄 ②売買代金基準 基準日の属する月の前月から起算して6か月間の米国市場における1日当たりの平均売買代金が5000万ドル以上である銘柄 ③上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準 基準日時点で、以下のいずれかに上場している銘柄 • The New York Stock Exchange（以下「NYSE」といいます） • Nasdaq Global Market • Nasdaq Global Select Market • NYSE Arca（ETF のみ） • Cboe BZX Exchange（TierIに限る） ④上場期間基準 基準日時点で、上場日から起算して30日経過している銘柄（ただし、ETFを除く） ⑤株価基準 基準日の属する月の前月の平均株価が10ドル以上である銘柄 ⑥上場廃止基準 基準日時点で、上場廃止となりうる事実が公表又は予定されていない銘柄 ⑦ETFの取扱い ETFについては、上記(2)①から⑥の基準に加え、以下の基準を満たす銘柄であること。 イ　レバレッジ型、インバー

手数料等	■米国株式信用取引売買手数料： 約定代金の0.22%（税込）(上限22米ドル（税込）) ■米国株式信用金利： ・１日信用：0% ・無期限信用：EFFR(Effective Federal Fund Rate)+2.2%
その他費用	・米国株式を売却する際は、米国証券取引委員会（SEC）及び米国金融業規制機構（FINRA）に支払う手数料が別途発生します。 ・１日信用の翌日決済ではペナルティフィー13.5ドル(税抜)が発生します。
注文の執行	当社は、お客様のご注文を米国における注文委託先であるWebull Financial LLCに取り次ぎます。 Webull Financial LLCでは、全米における最良価格でご注文を執行します。

	ス型でないこと ロ　以下の目的による場合を除き、デリバティブ取引による運用を行う銘柄でないこと ✓ 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ✓ 価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的 ✓ 為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ハ　投資信託及び投資法人に関する法律第58条の規定に基づき金融庁に届出のある銘柄（同条第１項括弧書きにより届出を要しない銘柄を含む）であること
手数料等	■米国株式信用取引売買手数料： 約定代金の 0.22%（税込）(上限 22 米ドル（税込）) ■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：EFFR(Effective Federal Fund Rate)+2.2%
その他費用	・新規売建て又は売り返済する際は、米国証券取引委員会（SEC）及び米国金融業規制機構（FINRA）に支払う手数料が別途発生します。 ・信用デイトレードの翌日決済ではペナルティフィー13.5 米ドル(税抜)が発生します。
注文の執行	当社は、お客様のご注文を米国における注文委託先である Webull Financial LLC に取り次ぎます。 Webull Financial LLC では、全米における最良価格でご注文を執行します。 ただし、上記にかかわらず米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注

取引時間	■米国夏時間の期間・22:30～翌 5:00 ■米国標準時の期間・23:30～翌 6:00 ※米国では、3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日まで、夏時間（サマータイム）が実施されます。 ※ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して 4:00～20:00 です。 ※日本が祝祭日であっても、外国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。しかし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り引きいただけません。
税金	個人のお客様の場合、取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

	文をお受けできない場合があります。
取引時間	■米国夏時間の期間・22:30～翌 5:00 ■米国標準時の期間・23:30～翌 6:00 ※米国では、3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日まで、夏時間（サマータイム)が実施されます。 ※ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して 4:00～20:00 です。 ※日本が祝祭日であっても、外国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。ただし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り引きいただけません。
税金	個人のお客様の場合、外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

対象書面：７．外国株式信用取引取扱規程

改定前	改定後
（規程の趣旨） 第１条　（省　　略） ２　お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規程による他、関係法令諸規則、外国株式信用取引口座約諾書等、外国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社各規程等を遵守するものとします。	（規程の趣旨） 第１条　（現行どおり） ２　お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規程による他、関係法令諸規則、外国株式信用取引口座約諾書、外国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社各規程等（当社取引ツールや当社ウェブサイトでご案内するもの。）を遵守するものとします。
（外国株式信用取引口座の開設） 第５条　お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に当社で外国株式信用取引を開始することができるものとします。 ②　未成年でなくかつ７０歳未満であること	（外国株式信用取引口座の開設の申込み） 第５条　お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に当社で外国株式信用取引口座の開設の申し込みを行うことができるものとします。 ②　未成年でないこと

⑪　外国株式信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること	⑪　外国株式信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により交付及び通知することに同意すること
（新　　設）	⑫　第 11 条に定める代用有価証券の取扱いについて、包括再担保契約を締結していただけること。なお、本規程の同意をもって包括再担保契約は締結されたものといたします。
（外国株式信用取引による取扱数量） 第７条　お客様が、外国株式信用取引により有価証券の買付けの取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。	（外国株式信用取引による取扱数量） 第７条　お客様が、外国株式信用取引により有価証券の買付け及び売付けの取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。
（建玉の制限） 第９条　（省　　略）	（建玉の制限） 第９条　（現行どおり）
（新　　設）	２　新規売り注文を行うために当社がお客様にお貸しできる銘柄及び株数には限度があるため、お客様が希望するタイミングで新規売り注文を行うことができない場合があることに同意するものとします。
２　前項の定めに関わらず、当社は、お客様の取引状況、資産状況その他の諸状況を総合的に判断したうえ、特定のお客様に対しては異なる建玉限度額を定めることができるものとします。	３　第１項の定めに関わらず、当社は、お客様の取引状況、資産状況その他の諸状況を総合的に判断したうえ、お客様毎に異なる建玉数量、銘柄毎の建玉の上限金額並びに建玉限度額を定めることができるものとします。
（委託保証金） 第１０条　委託保証金は、外国株式信用取引の注文に先だって、お客様から当社に差し入れるものとします。 ３　代用有価証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。	（委託保証金） 第１０条　委託保証金は、外国株式信用取引の注文に先立って、お客様から当社に差し入れるものとします。 ３　代用有価証券の委託保証金への換算（以下「換算率」といいます。）については、当社が定めるものとします。
（代用有価証券の取扱い） 第１１条　（省　　略）	（代用有価証券の取扱い） 第１１条　（現行どおり）
（新　　設）	２　外国株式信用取引口座に差し入れられた代用有価証券は、再担保（混同担保）として使用できる代用有価証券の範囲として指定されたものとします。
（新　　設）	３　第１項に係わらず、次の各号に該当する銘柄については、当該各号に定める日から代用

	有価証券の換算率を引き下げ又は換算率を０％に変更する場合があります。 ①　当社が株価、流動性等の観点から、代用有価証券として不適当と判断した銘柄　お客様にその旨告知を行った日から5営業日目以降の日 ②　当社での信用取引建玉状況が代用有価証券の預かり状況に照らし著しく偏りが見られるなど当社が代用有価証券として不適切と判断した銘柄　お客様にその旨通知を行った日から５営業日目以降の日 ③　明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した銘柄　お客様にその旨告知を行った日の翌営業日目以降の日
（新　　設）	４　換算率が０％になった銘柄が、代用有価証券として外国株式信用取引口座に差し入れられている場合は、原則として、当社にて保護預かり口座へ振替えをします。
（お預かり金及び委託保証金の取扱数量） 第１２条　お客様がお預かり金及び委託保証金により有価証券の買付の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。	（お預かり金及び委託保証金の取扱数量） 第１２条　お客様がお預かり金及び委託保証金により有価証券の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。
（委託保証金の率及び最低金額） 第１３条　（省　　略） ２　委託保証金が前項の率若しくは金額を下回っている場合は、保証金からお預かり金への振替、新規の買建ては行えないものとします。又、この場合、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。	（委託保証金の率及び最低金額） 第１３条　（現行どおり） ２　委託保証金が前項に定める率若しくは金額を下回っている場合は、委託保証金からお預かり金への振替、新規の取引注文は行えないものとします。また、この場合、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。
（委託保証金の最低維持率） 第１４条　（省　　略） ２　委託保証金が前項の率を下回った場合は、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はお客様に通知することなく、お客様の外国株式信用取引口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際の損失や不足金が発生した場合には、お客様の保証金及び代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債	（委託保証金の最低維持率） 第１４条　（現行どおり） ２　委託保証金が前項に定める率を下回った場合は、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はお客様に通知することなく、お客様の外国株式信用取引口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際の損失や不足金が発生した場合には、お客様の委託保証金又は代用有価証券をお客様の計算により任意に処分

務の弁済に充当することができるものとします。	し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
（返済期日） 第１５条　外国株式信用取引では、原則として返済期日を設定しません。ただし、建玉の銘柄が上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合、当社は返済期日を設定できるものとします。	（返済期日） 第１５条　外国株式信用取引では、原則として返済期日を設定しません。ただし、建玉の銘柄が上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合や、やむを得ない事由により株式の調達を継続することが困難な状況となる場合、当社は返済期日を設定できるものとします。
６　お客様が前項の金員を入金しない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の代用有価証券及び建玉をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。	６　お客様が前項の不足金を解消しない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の代用有価証券及び建玉をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
（不足金） 第１６条　外国株式信用取引の損金により不足金が発生した場合は、以下の定めによります。	（不足金） 第１６条　外国株式信用取引の売買等により不足金が発生した場合は、以下の定めによります。
（新規建て不足） 第１７条　新規建て注文が約定した際、当該注文時に拘束された金額を超える委託保証金が必要となって委託保証金の不足が発生した場合は、以下の定めによります。 ①　お客様は、当該不足をお客様の責任において速やかに解消するものとします。 ②　当該不足が解消されるまでの間、新規建て注文、保証金からの振替及び出金は制限されるものとします。	（新規建て不足） 第１７条　新規建て注文が約定した際、当該注文時に拘束された金額を超える委託保証金が必要となって委託保証金の不足が発生した場合は、以下の定めによります。 ①　お客様は、当該不足金をお客様の責任において速やかに解消するものとします。 ②　当該不足金が解消されるまでの間、新規建て注文、委託保証金からの振替及び出金は制限されるものとします。
（債務不履行） 第１８条　お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の代用有価証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。又この場合、当社は、お客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。	（債務不履行） 第１８条　お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の代用有価証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、当社は、お客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。
（新　　設）	（信用取引貸株料） 第２１条　外国株式信用取引に関する貸株料

	は、当社が定めるものとします。
（届出事項等の変更） 第２２条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の書面にて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。	（届出事項等の変更） 第２３条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。
（信用取引の禁止・解除） 第２３条　お客様が、関係諸法令、諸規則、本規程、契約締結前交付書面その他当社に対して承諾した各種書面に定める事項に違反した場合、当社は、直ちにお客様の外国株式信用取引の利用の禁止又は口座の解除を行うことができるものとします。この際、お客様は、当然に期限の利益を喪失します。 ２　お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入の上、外国株式信用取引口座の解約を申し出た場合、外国株式信用取引口座は解除されます。 ３　前二項の解除手続きのため、当社は、お客様の取引注文を任意で取消、又は一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。	（信用取引の禁止・停止・閉鎖） 第２４条　お客様が、関係諸法令、諸規則、本規程、契約締結前交付書面その他当社に対して承諾した各種書面に定める事項に違反した場合、当社は、直ちにお客様の外国株式信用取引の利用の禁止又は外国株式信用取引口座の閉鎖を行うことができるものとします。この際、お客様は、当然に期限の利益を喪失します。 ２　お客様が当社所定の様式に必要事項を記入の上、外国株式信用取引口座の解約を申し出た場合、外国株式信用取引口座は解除されます。 ３　前二項の閉鎖手続きのため、当社は、お客様の取引注文を任意で取消、又は一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。
（規程の変更） 第２４条　本規程は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容がお客様の権利を制限する又は新たな義務を課すこととなるものであるときは、その改訂事項を当社 HP で掲示する等当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において、所定の期日までに異議のお申立てがない場合には、改訂をご承諾いただいたものとします。	（規程の変更） 第２５条　本規程は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容がお客様の権利を制限する又は新たな義務を課すこととなるものであるときは、その改訂事項を当社ウェブサイトで掲示する等当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において、所定の期日までに異議のお申立てがない場合には、改訂をご承諾いただいたものとします。

■改定・施行日：2024 年 12 月 14 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

<table>
<tr><th colspan="2">対象書面：２．米国株式オプション取引説明書</th></tr>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>

【別紙】取引概要

その他費用：■オプション取引所手数料…
Nanos、NDX、NDXP については、取引所費用はかかりません。

ティッカー	参照指数	金額又は数量	1 枚あたりの費用
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)

</td><td>

【別紙】取引概要

その他費用：■オプション取引所手数料…
Nanos については、取引所費用はかかりません。

ティッカー	参照指数	金額又は数量	1 枚あたりの費用
NDX, NDXP（単一）	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.25 米ドル
		25 米ドル以上	0.50 米ドル
NDX, NDXP（複合）	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.50 米ドル
		25 米ドル以上	0.75 米ドル

</td></tr>
</table>

■改定・施行日：2024 年 12 月 3 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

<table>
<tr><th colspan="2">対象書面：２．米国株式オプション取引説明書</th></tr>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>

【別紙】取引概要

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02675 米ドル

</td><td>

【別紙】取引概要

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.01915 米ドル

</td></tr>
</table>

■改定・施行日：2024 年 11 月 30 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の追記

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	改定後

【別紙】取引概要

その他費用

■オプション取引所手数料

ティッカー	参照指数	金額または数量	1枚あたりの費用
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

（新　　設）

【別紙】取引概要

その他費用

■オプション取引所手数料

ティッカー	参照指数	金額又は数量	1枚あたりの費用
VIX, VIXM (複合)	CBOE 市場 VIX 指数	0.10 米ドル以下	0.05 米ドル
		0.11 米ドル～0.99 米ドル	0.17 米ドル
NDX, NDXP (複合)	ナスダック 100 指数	1 米ドル～1.99 米ドル	0.30 米ドル
		2 米ドル以上	0.45 米ドル

■株価指数オプションの取引所別費用は約定価格に基づいて計算されます。

■改定・施行日：2024 年 11 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他費用：■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02815 米ドル	**【別紙】取引概要** その他費用：■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02675 米ドル

■改定・施行日：2024 年 9 月 3 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**

【別紙】取引概要	
その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02685 米ドル

【別紙】取引概要	
その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02815 米ドル

■改定・施行日：2024 年 8 月 5 日

【改定の趣旨】

- オプションの売付取引について、カバード・コールとキャッシュ・セキュアード・プットに限定しての提供開始に伴い、売付取引に固有のリスクの説明を追記。
- 米国金融商品取引所のオプション取引に係るプロフェッショナル・カスタマー・ルール遵守のための説明の追記。

【改定の内容】

対象書面：３．米国株オプション取引約款	
改定前	**改定後**
（規程の趣旨） 第１条　（省　　略） ２　本取引は、米国取引所に上場されている株式及び米国株価指数の取引（以下「原取引」といいます。）に係る権利を売買する取引です。 ３　前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された株式あるいは株価指数をいいます。）を、あらかじめ指定された価格（以下「権利行使価格」といいます。）で、あらかじめ指定された日（以下「満期日」といいます。）までに買い付けあるいは売り付けができる権利（以下「オプション」といいます。）をさします。オプション取引において、オプションを買い付けた側（以下「買方」といいます。）が保有し、オプションを売り付けた側（以下「売方」といいます。）は権利の行使に応じる義務を負います。ただし、本約款の施行期間において、売方の取引は提供されません。売方が提供される場合は、あらかじめお客様に通知するとともに、本約款を更新するものとします。 ４　お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション	（規定の趣旨） 第１条　（省　　略） ２　本取引は、米国の金融商品取引所に上場されている株式及び米国株価指数の取引（以下「原取引」といいます。）に係る権利を売買する取引です。 ３　前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された株式あるいは株価指数をいいます。）を、あらかじめ指定された価格（以下「権利行使価格」といいます。）で、あらかじめ指定された日（以下「満期日」といいます。）までに買い付けあるいは売り付けができる権利（以下「オプション」といいます。）をさします。オプション取引において、オプションを買い付けた側（以下「買方」といいます。）が保有し、オプションを売り付けた側（以下「売方」といいます。）は権利の行使に応じる義務を負います。 ４　お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション

取引説明書」その他の当社が定める約款・規程集の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。	取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。
5　本約款に特段の定めのない事項は、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」その他の当社が定める約款・規程集の規定を準用するものとします。	5　本約款に特段の定めのない事項は、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定を準用するものとします。
（取引リスク） 第１６条　（省　　略） (2) オプション取引のリスク オプション取引では、「ストップロス」や「ストップリミット」などの注文を活用しても、必ずしも損失を回避できるとは限りません。市場の状況によっては、そのような注文を実行できなくなる可能性があります。必要な資金が所定の時間内に提供されない場合、お客様のポジションは清算される可能性があります。 お客様は、結果として生じるオプション口座の不足に対して引き続き責任を負います。 取引する前にオプション取引を理解し、そのような取引があなた自身の財政状態と投資目的に照らして適切であるかどうかを慎重に検討する必要があります。オプションを取引する場合、お客様は、権利行使及び満期の際の手続き並びに権利行使及び満期の権利と義務についてよく理解している必要があります。 a. リスクの程度 オプションの取引にはリスクが伴います。オプションの買い手は、取引を検討しているオプションの種類(プットまたはコール)と関連するリスクに精通している必要があります。	（取引リスク） 第１６条　（省　　略） (2) オプション取引のリスク オプション取引では、逆指値注文などを活用しても、必ずしも損失を回避できるとは限りません。市場の状況によっては、そのような注文を実行できなくなる可能性があります。必要な資金が所定の時間内に提供されない場合、お客様の建玉は清算される可能性があります。 お客様は、結果として生じるオプション口座の不足に対して引き続き責任を負います。 取引する前にオプション取引を理解し、そのような取引があなた自身の財政状態と投資目的に照らして適切であるかどうかを慎重に検討する必要があります。オプションを取引する場合、お客様は、権利行使及び満期の際の手続き並びに権利行使及び満期の権利と義務についてよく理解している必要があります。 a.リスクの程度 オプションの取引にはリスクが伴います。お客様は、取引を検討しているオプションの種類(プット又はコール)と関連するリスクに精通している必要があります。

ポジションが利益を上げるためにオプションの価値がどの程度増加しなければならないかは、支払われたプレミアムとすべての取引コストを考慮して計算する必要があります。 オプションの購入者は、市場で取引したり、オプションを行使したり、オプションの有効期限が切れたりすることで、ポジションを相殺することができます。 オプションの権利行使は、現金決済または購入者が原資産を取得または引渡します。 購入したオプションが無価値に期限切れになった場合、支払われたオプションプレミアムと取引コストで構成される投資の全損失を被ります。 多額のオプションの購入を検討している場合は、通常、そのようなオプションが利益を上げる可能性は低いことに注意する必要があります。 オプションの売付を行うことは、一般的にオプションを購入するよりも大きなリスクを伴いますが、本約款の施行期間において、売方は提供されません。	買方の場合は、建玉が利益を上げるためにオプションの価値がどの程度増加しなければならないかは、支払われたプレミアムとすべての取引コストを考慮して計算する必要があります。 買建玉は、反対売買を行うか、権利行使を行うことで決済することができます。 権利行使では、買方は原資産の取得又は引渡しを行います。 購入したオプションが無価値で満期となった場合は、支払われたプレミアムと取引コストで構成される損失を被ります。 高額のオプションの購入を検討している場合、通常そのようなオプションが利益を上げる可能性は高くないことに注意する必要があります。 売方の場合は、一般的に買方よりも大きなリスクを負います。売方の利益は、プレミアムから取引コストを差し引いた額が上限である一方、損失については理論上の上限がありません。売方は、権利行使を受けたときは、必ずこれに応じなければなりません。また、売方は証拠金の差し入れが必要ですが、相場の変動により証拠金に不足額が発生した場合には、追加で証拠金の差し入れが必要となります。また、市場に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置が取られることがあり、そのため、追加で証拠金の差し入れ等が必要となる場合があります。いずれの場合も、所定の時限までに追加の証拠金が差し入れられない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済されることがあります。 （プロフェッショナル・カスタマー・ルールに

（新　　設）	基づく取引制限） 第２０条の２　お客様は、当社が、米国金融商品取引所の「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」（当社が交付する米国株式オプション取引説明書の「【Ｉ】米国株式オプション取引の仕組みについて」で説明されている「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」をいいます。）を遵守する目的のために、お客様の新規建玉注文を受付けない場合があることに予め同意するものとします。

■改定・施行日：2024 年 7 月 10 日

【改定の趣旨】

- 外国株式信用取引取扱規程における建玉限度額の記載等。

【改定の内容】

対象書面：７．外国株式信用取引取扱規程	
改定前	**改定後**
（建玉の制限） 第９条　外国株式信用取引による同一銘柄及び全建玉の建玉上限は、当社が定めるものとします。 （新　　設）	（建玉の制限） 第９条　外国株式信用取引の注文時における建玉限度額は、次のとおりとします。 ①　信用デイトレード　80,000 米ドル ②　無期限信用　40,000 米ドル ２　前項の定めに関わらず、当社は、お客様の取引状況、資産状況その他の諸状況を総合的に判断したうえ、特定のお客様に対しては異なる建玉限度額を定めることができるものとします。

■改定・施行日：2024 年 5 月 22 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その　■SEC Fee…オプションの売却時及	**【別紙】取引概要** その　■SEC Fee…オプションの売却時及

他費用	びプットオプションの権利行使時に、約定代金 1 米ドルにつき 0.0000080 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.01 米ドル）

他費用	びプットオプションの権利行使時に、約定代金 1 米ドルにつき 0.0000278 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.01 米ドル）

■制定・施行日：2024 年 4 月 20 日（外国株式信用取引に係る交付書面の制定・施行）

【制定の趣旨】

- 外国株式引用取引に係る交付書面の制定・施行。

■改定・施行日：2024 年 1 月 2 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

【別紙】取引概要

改定前		改定後	
その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.01925 米ドル ■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たり 0.00244 米ドル(1 取引当たり最低 0.01 米ドル)。なお、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。 ※ FINRA Fee とは、Financial Industry Regulatory Authority(米国金融業規制機構) に支払われる現地取引費用です。	その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02685 米ドル ■FINRA Fee…オプションの売却時に 1 枚当たり 0.00279 米ドル(最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル、最大 8.30 米ドル)。なお、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee がかかります。 ※ FINRA Fee とは、Financial Industry Regulatory Authority(米国金融業規制機構) に支払われる現地取引費用です。Trading Activity Fee ともいいます。

■改定・施行日：2023 年 10 月 2 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

改定前	改定後

【別紙】取引概要 その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02075 米ドル	**【別紙】取引概要** その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.01925 米ドル

■改定・施行日：2023 年 10 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03175 米ドル	**【別紙】取引概要** その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02075 米ドル

■改定・施行日：2023 年 9 月 13 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要 その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03025 米ドル	**【別紙】取引概要** その他費用 ／ ■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03175 米ドル

■改定・施行日：2023 年 9 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書	
改定前	**改定後**
【別紙】取引概要	**【別紙】取引概要**

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03005 米ドル

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03025 米ドル

■改定・施行日：2023 年 8 月 1 日

【改定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る手数料の一部改定等。

【改定の内容】

対象書面：２．米国株式オプション取引説明書

改定前

【別紙】取引概要

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.02905 米ドル （新　　設）

改定後

【別紙】取引概要

その他費用	■オプション取引所手数料… 売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.03005 米ドル ※株価指数オプションについては、取引所の定める以下の費用が別途かかります。VIX 指数の単一注文については、Market Turner ではなく Market Maker によって電子的に執行されたオプション契約に対して、優先追加料金が 0.2 米ドル課されます。Nanos、NDX、NDXP については、取引所費用はかかりません。

ティッカー	参照指数	金額または数量	1 枚当たりの費用
SPX	S&P500	1 米ドル未満	0.57 米ドル
	S&P500	1 米ドル以上	0.66 米ドル
SPXW	S&P500	1 米ドル未満	0.49 米ドル
	S&P500	1 米ドル以上	0.58 米ドル
VIX,VIXM (単一)	CBOE 市場 VIX 指数	0.10 米ドル以下	0.10 米ドル
		0.11 米ドル～0.99 米ドル	0.25 米ドル

				1 米ドル～1.99 米ドル	0.40 米ドル
				2 米ドル以上	0.45 米ドル
		XSP	ミニ SPX 指数	10 枚未満	0.00 米ドル
				10 枚以上	0.04 米ドル
		DJX	ダウ平均株価指数	-	0.18 米ドル

■制定・施行日：2023 年 7 月 18 日（米国株式オプション取引に係る交付書面の制定・施行）
【制定の趣旨】

- 米国株式オプション取引に係る交付書面の制定・施行。

以上